

歩道切下げ工事承認基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、川崎市及び川崎市が管理する道路における歩道の車両の乗入れ部の設置のための歩道の切下げ工事承認について、歩行者の安全確保と道路の構造の保全のため必要な事項を定める。

(承認の場所等)

第2条 乗入れ部の設置のため歩道の切下げ工事を承認する場合は、常時車両が路外施設（ガソリンスタンド・駐車場・工場・倉庫・車庫等）に出入するため歩道を横断しなければならない場所であること。

2 乗入れ部は、原則として申請者毎1箇所とする。ただし、ガソリンスタンド及び路外駐車場等で出入が頻繁で道路管理者がその必要を認めた場合は、2箇所とすることができる。

この場合申請者の同一間口内で5 m以上の間隔を置くことができる場合に限る。

3 乗入れ部は、交差点・横断歩道・バス停・踏切等の側端から5 m以内の場所には設置は認めないものとする。ただし、道路管理者が止むを得ないと認めた場合は短縮することができる。

(形状及び構造)

第3条 乗入れ部の形状及び構造は、別表に定める。

2 区役所道路公園センター所長は、別表に定めるものの中から次の事項を考慮して査定し、申請者に指示するものとする。

- (1) 乗入れする車両の種類及び台数
- (2) 申請者用地の広さ及び操車状況
- (3) 歩道及び車道の状況
- (4) その他

(道路附属物等の移設等)

第4条 区役所道路公園センター所長は、乗入れ部設置のため道路附属物（街路樹・街路燈等）又は占用物件の移設又は撤去等を必要とする場合は、あらかじめ当該物件管理者又は占有者と協議するものとする。

(費用の負担)

第5条 申請者は、乗入れ部に必要な工事費・移設費その他一切の費用を負担するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、昭和60年9月1日から施行する。

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 乗入れ部の歩道舗装について

A種

アスファルト

アスファルトコンクリート舗装

単位 (cm)

タイプ名	切下幅員	対象とする車両	表層	中間層	基層	上層路盤	下層路盤
			再生密粒度 アスファルト混合物	再生粗粒度 アスファルト混合物	再生粗粒度 アスファルト混合物	RM-40	RC-40
A-1	W=4.0m以下	乗用車、小型貨物	5				15
A-2	W=8.0m以下	普通貨物、大型貨物	5		5	15	15
A-3	W=12m以下	大型特殊自動車等	5	5	5	15	25

B種

コンクリート

セメントコンクリート舗装

単位 (cm)

タイプ名	切下幅員	対象とする車両	表層	下層路盤
			コンクリート版	RC-40
C-1	W=4.0m以下	乗用車、小型貨物	15	15
C-2	W=8.0m以下	普通貨物、大型貨物	20	20
C-3	W=12m以下	大型特殊自動車等	25	20

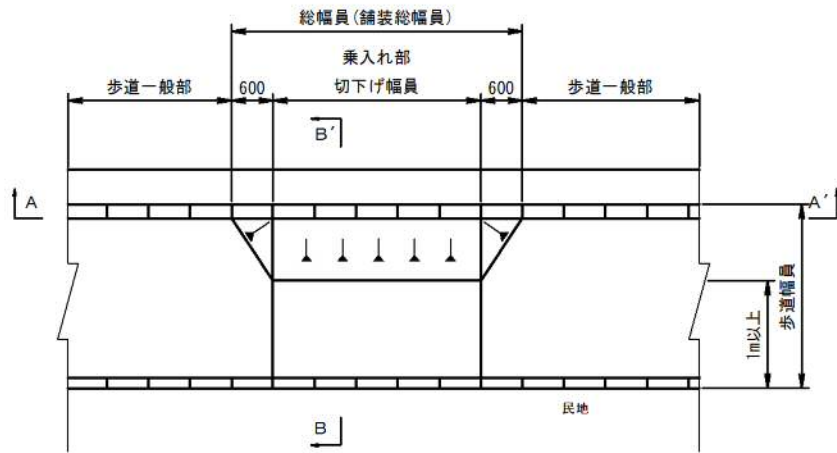
※川崎市土木工事標準構造図集・歩道舗装-切下部（A種・B種）を引用。

※トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。

2 乗入れ部の歩道切下げ図について

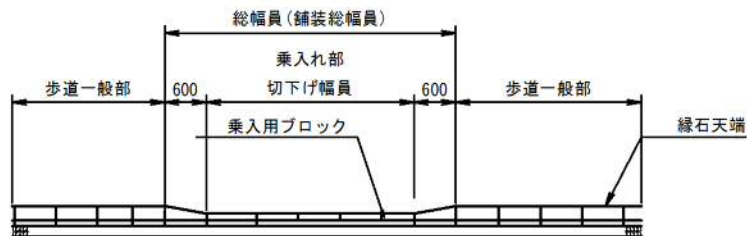
(1) 歩道内においてすりつけを行う構造

平面図

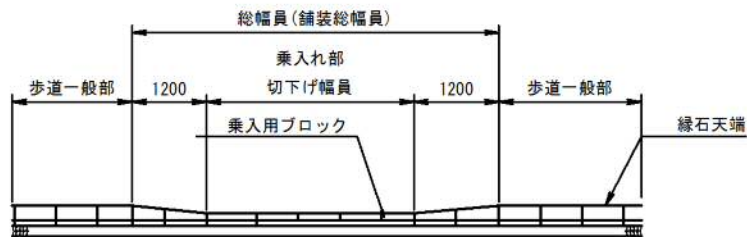


断面図(A-A')

(a) 歩道の段差が15cm以下の場合

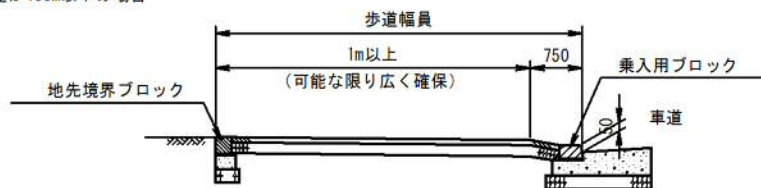


(b) 歩道の段差が15cmを超える場合

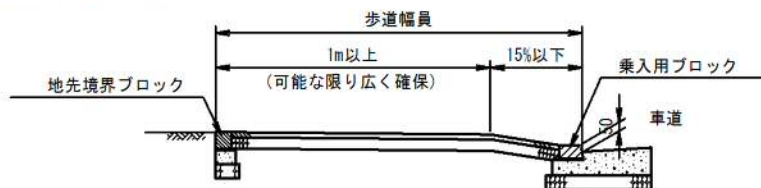


断面図(B-B')

(a) 歩道の段差が15cm以下の場合



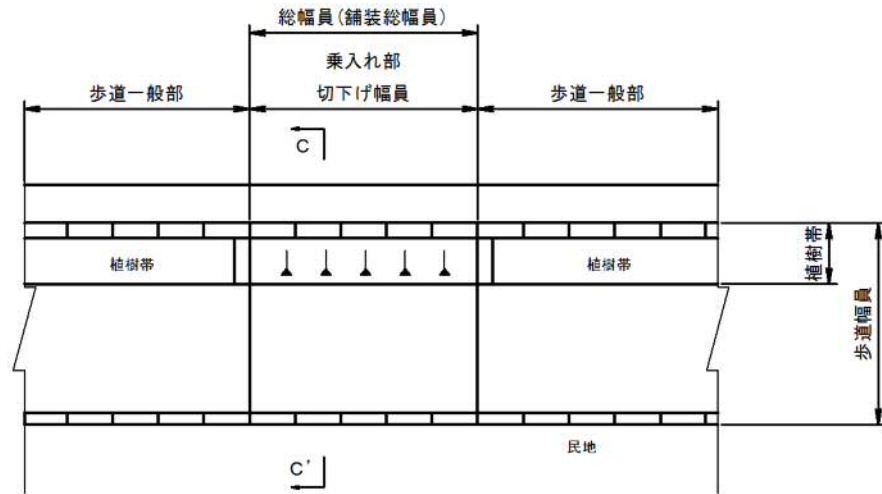
(b) 歩道の段差が15cmを超える場合



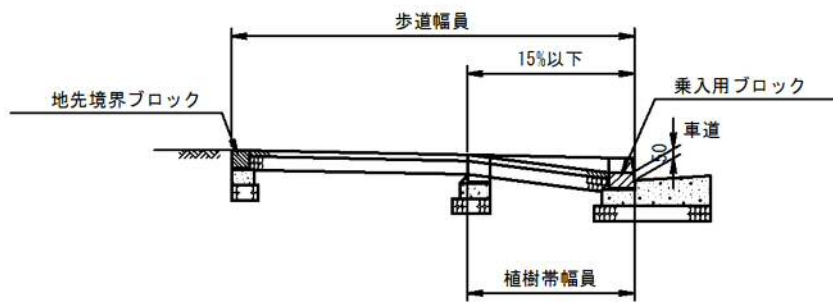
※川崎市土木工事標準構造図集・歩道切下げ図乗入れ部を引用。

(2) 植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造

平面図



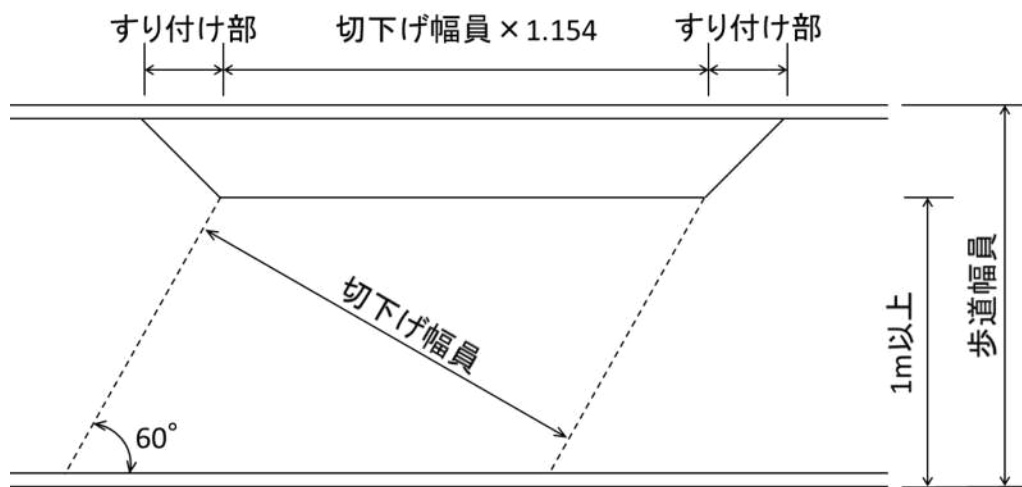
断面図(C-C')



※川崎市土木工事標準構造図集・歩道切下げ図乗入れ部を引用。

(3) 斜乗入れを行う構造

平面図



(4) その他

これらの構造図によりがたい場合については、その都度定めるものとする。